

青天ウィンドファーム合同会社
「（仮称）遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の通知について

令和6年10月10日

経 済 産 業 省

大 臣 官 房

産業保安・安全グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和6年5月16日付けで届出のあった「（仮称）遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、青天ウィンドファーム合同会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和6年11月11日から令和7年6月9日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れることに伴い、同法第10条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限を過ぎることが確認されたことから、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であることが確実なため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和6年 5月16日
住民意見の概要等受理 （見込）	令和6年11月～12月
経済産業大臣勧告期限 （延長後）	令和7年 6月 9日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、山崎
電話：03-3501-1742（直通）